

(様式第2号)

第19回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成22年11月20日(土) 13:30~15:45
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- 入札・契約手続の運用状況等の報告
- 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
- 入札・契約等の経緯審議
- 制定制限価格の事前公表について
- 芦屋市職員による公共工事発注をめぐる収賄事件について

2 提出資料

- 資料1 - 1 契約課執行入札状況平成22年度上半期  
(平成22年4月~22年9月)
- 資料1 - 2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- 資料1 - 3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表
- 資料2 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成22年度上半期  
(平成22年4月~22年9月)
- 資料3 抽出事案関係書類(写し)
- 資料4 - 1 最低制限価格事前公表のメリット・デメリット等について
- 資料4 - 2 最低制限価格でくじ引きによって落札者を決定した件数の推移(工種別, 予定価格段階別, 最低制限価格設定率別)
- 資料4 - 3 工事等契約の事務処理要領の一部を改正する要領
- 資料5 - 1 芦屋市職員による公共工事発注をめぐる収賄事件について
- 資料5 - 2 芦屋市収賄事件再発防止委員会設置要綱

3 審議経過

- (1) 入札・契約手続の運用状況等(平成22年4月~22年9月)を報告

- ・ 一般競争入札 1 件
- ・ 公募型指名競争入札 2 件  
（うち、特別簡易型総合評価落札方式によるもの 1 件）
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 37 件
- ・ 随意契約方式 7 件

建設工事のこの間の平均落札率は、80.69%となっている。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が79.20%となっており、市内業者が中心となる予定価格が1千万円未満の工事についても、77.74%と、落札率が低下している。景気の低迷が引続いている中で公共工事の発注が減少しており、受注するために競争が激化している。市内業者のみでの入札においても80.46%となっており、市内業者間においても競争が激化しているものと思われる。

平成22年度上半期において、最低制限価格によるくじ引きで落札者を決定したものは、40件中9件、22.5%となっている。

電子入札については、一般競争入札、公募型指名競争入札、市内業者を対象とした指名競争入札について、原則電子入札とし、40件中22件を電子入札で執行した。

平成21年度から導入した特別簡易型総合評価落札方式による入札を1件執行した。

以上を事務局から説明。

（質疑・意見）

- ・ 落札率が低下してくると、不良工事などということになっていないか。「安かろう、悪かろう」ということになっていないか。工事の完了検査で、おかしいところや問題があるということはないのか。
- ・ だんだん粗悪工事になっているということはないのか。

（事務局）

- ・ 特に問題があったとは聞いていません。一部し直しを指示したという報告があったことと警備員の配置がきちんとできていなかった工事があり、市民からの苦情もあって、すぐに業者に指示をしたことがありました。
- ・ 「安かろう、悪かろう」ということにはなっていません。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等（平成22年4月～22年9月）を報告

- ・ 7件で延べ8社に対して指名停止の措置
 

独占禁止法違反	2件延べ3社
贈賄	2件
建設業法違反	1件
工事に関連する詐欺	1件
その他	1件

（質疑・意見）

- ・ 芦屋市の入札に関係しているものはこういった内容なのか。

（事務局）

- ・ 入札に当たり、札入れをしていただく前に必ず「金額、記載事項に漏れや誤りがないか」を確認してもらっています。開札の結果、落札者を決定しましたが、

その後に金額に誤りがあったので辞退したいとの申し出がありました。このため、入札業務に支障をきたしたということで指名停止の措置を行いました。

(3) 入札・契約等経過審議

- ・ あらかじめ指定委員により抽出された、条件付き一般競争入札 1 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 3 件の 5 案件について、入札・契約に至る経過を説明

(主な意見・質疑等)

- ・ 環境処理センターの本体工事は、大手が手がけているものは、辞退してしまうのではないか。
- ・ 簡易型総合評価の案件は配点があまりない。配点がないのであれば評点を与えている意味がないのではないか。
- ・ せっかく総合評価方式を導入しているのだから、少くらい価格に差が生じるようでないという意味がない。あまり差が出てきてもそれが問題となる。

(事務局)

- ・ 環境処理センター本体の改修工事は、他のシステムとの調整があり、他の業者では、性能保証ができないということで随意契約を行っています。パイプライン工事も入札参加がありません。
- ・ 冷却塔の工事は、本体工事と切り離して工事が施工できると判断しましたが、辞退者ばかりで入札中止となりました。煙道の改修工事も辞退者が続出しましたが、2社残りしましたので何とか入札ができました。
- ・ 工事実績は過去 5 年間としていますが、学識経験者から短いのではないかとのご意見もいただいておりますので、公共工事そのものが減ってきており、過去 10 年間に変更すべきと考えています。配置技術者の施工経験や ISO の取得等で差がつくものと思っておりましたが、現実的には差がつかせませんでした。
- ・ 配点との配分具合が難しいところです。配点の換算方法を変えればもう少し配点によって評価値の差が生じてくると思います。

(4) 最低制限価格の事前公表について

事務局から、最低制限価格事前公表のメリット・デメリット、事後公表とした場合の問題点、本市の最低制限価格でくじ引きによって落札者を決定した入札の特徴、最低制限価格算定方法の改正等を説明。

メリット

- ・ 事前に知ろうとする不正な働きかけがなくなる。
- ・ 入札契約事務の透明性が確保される。
- ・ 予定価格及び最低制限価格は、入札参加者全員に設計図書とともに公表されるので、公平に取り扱われ、予定価格と最低制限価格の範囲内で企業努力による入札となり、競争性を高めることになる。
- ・ 入札の不調が減少し、迅速な工事契約ができる。
- ・ 最低制限価格が分かっているので、工事経費を必要以上に削ることなく入札額を算出することができる。
- ・ 最低制限価格が分かっているので、内訳書を作成することによって、積算の妥当性の向上に資する。

## デメリット

- ・ 工事費の積算能力のない者も容易に入札に参加できるため、まじめに取り組んでいる者の意欲を損なう。
- ・ 価格競争が激化し、低入札により、工物品質の低下や下請けへのしわ寄せ等が生じる恐れがある。
- ・ 最低制限価格が分かっているので、実績をとるために、最低制限価格に合わせようと無理なコスト削減を行い、落札業者の疲弊を招くことになる。
- ・ 受注しようとするれば、最低制限価格により近い入札額ということとなり、究極は最低制限価格であり、複数以上になれば、当然くじ引きでの落札者決定となるため、くじ引きが多発するようになる。この結果、価格競争であるにもかかわらず、競争ではなく、くじ引きの偶然性によってのみ落札者が決定しているかのような印象を与える。
- ・ 最低制限価格が分かっているので、予定価格との範囲内で、談合が容易に行われる。

## 最低制限価格を事後公表とした場合の問題点

- ・ 最低制限価格を事前に知ろうとする不正な働きかけが生じる恐れがある。
- ・ 最低制限価格、あるいはこれを容易に類推することができる情報の流出防止に細心の注意を払わなければならない。
- ・ 最低制限価格を下回る入札は無効となるので、無効入札が多ければ、必然的に残る業者が少なくなり、競争性が十分に発揮されなくなる。
- ・ 最低制限価格を下回ることを避けるために高目の入札額となり、高落札を招く結果となる。
- ・ 入札参加者全てが最低制限価格を下回る入札となれば、入札不調となり、再入札を行う必要が出てくる。
- ・ 開札の結果、最低制限価格と同額の者が落札者となり、わずかに下回った者が無効となった場合に、両者の契約履行の可否について、合理的な説明が容易ではない。
- ・ 事後公表とした場合は、透明性の確保から、最低制限価格の算出方法については、明確に示しておく必要があるため、入札の経験を重ねれば、最低制限価格をほぼ正確に予想できるようになる可能性がある。そうなると、くじ引きの多発は再び生じてくる。近隣市では、最低制限価格を事後公表としているが、50%近くがくじ引きで落札決定している。
- ・ くじ引きの多発を根本的に防ぐには、予定価格及び最低制限価格ともに事後公表とすることが最善と考えられるが、そうすると、入札・契約の過程における透明性の確保というそもそもの意義が失われてしまう。
- ・ 近年、建築工事を中心として予定価格が低いものについて、予定価格が積算にあわず、採算が取れないため入札辞退が相次ぎ入札中止となるケースが増加している。このため、予定価格、最低制限価格ともに事後公表とした場合、事前の辞退は少なくなるが、開札して入札金額が予定価格超で無効となり、不調になってしまうケースが出てくる可能性が高い。

(主な意見・質疑応答等)

(委員)

- ・ 事後公表に切り替えてもくじ引きでの決定が50%である市があるのは驚いた。芦屋市のくじ引きでの決定は何%なのか。事後公表とした方がくじ引きは多いのか。事後公表とすれば割合が下がるのか。

(事務局)

- ・ 本市のくじ引きでの決定は、23～24%程度です。事後公表でくじ引きが50%の市は、事前公表であった時はもっと割合が高かったものと思われます。大阪府下では7～8割がくじ引きであった状況から事後公表に切り替えたようです。算定方法も改めましたので、本市も事後公表とすれば割合は下がると思います。

(委員)

- ・ 事後公表が進むと、いずれ業者が最低制限価格を読んでくるようになるのか。

(事務局)

- ・ 最低制限価格の算定方法を明示しますので、ある程度類推することが可能になると思います。積算単価はある程度公になっていますが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費等は公表していませんので、類推はできるでしょうが、ぴったり合わせられるかは微妙なところです。

(委員)

- ・ 公表するかしないかは、永遠の課題だ。事後公表とすれば、今度は今回のような不祥事が起きる可能性がある。国は元々事後公表だし、政令指定都市なども事後公表としている。
- ・ 価格が同じ場合はくじ引きによるという地方自治法施行令が問題なのではないのか。これを改善しようという動きはないのか。
- ・ 政令指定都市や都道府県は低入札価格調査制度を導入しているが、あれはかなり難しい。
- ・ 国の場合は、事前公表を可能とする法律がないのではないのか。

(事務局)

- ・ 地方自治法施行令を改正しようという動きはありません。
- ・ 本市で低入札価格調査制度を導入するのは技術的に非常に難しいです。兵庫県の状況を聞いても、調査をするが最終的に履行可能とせざるを得ないようです。
- ・ 総務省・国土交通省の担当者のお話では、事前公表を試行してみるという動きはあったようですが、そのためには、予算決算会計令を改正する必要があり、予算決算会計令の所管が財務省であったので、調整ができず断念したようです。

(委員)

- ・ 芦屋市で事件が起こったことを考えると、事後公表で秘密にしてしまうのは、危ない。事前公表するにしても事後公表するにしても、最低制限価格を知っているのはどこか。

(事務局)

- ・ 契約課です。設計金額を積算した所管課は分かりません。所管課から契約依頼が来る際に合わせて設計書が来ます。そちらに設計金額が記載されています。その上に予定価格書をつけます。この予定価格書に、契約課のそれぞれの担当者が設計金額を基にして予定価格の記載・最低制限価格の計算・記載をします。これについて契約課長もチェックした上で最終的には総務部長が決定します。

その後は封筒に入れ，封をして保管します。

(委員)

- ・ 事後公表であるのにくじ引きが50%である市は，単純に予定価格を事前公表しているからということではないのか。川西市，三田市は何故事後公表にしたのだろうか。

(事務局)

- ・ 三田市以外の阪神間の市は事前公表でした。国の通達や批判も受けた中で事後公表に変えています。

(委員)

- ・ 事前公表をやめてしまうというのは，なかなか踏み切るのはしんどいのではないか。

(事務局)

- ・ 国からの通達と議会が事後公表にせよと言っています。国からの通達が事後公表に改めよとなっているのに，何故芦屋市はそうしようとしないのかと言われるとどうも説得力がありません。
- ・ 国土交通省・総務省の担当者の方のお話では，それぞれの市町で事情経過があるので，事前公表をするのであれば理由を明確にした上で事前公表をなさいということでした。本市の場合は，前回の事件で入札契約制度改善委員会の提言を受けて，入札契約の過程の透明性の確保ということで事前公表をしているという経過があります。

(委員)

- ・ 継続審議とすべきではないか。どちらがいいというわけではない。
- ・ 試行というわけにはいかないのか。

(事務局)

- ・ 最低制限価格を工事によって公表したりしなかったりはできないのではないのでしょうか。するならば，しないならしないではないかと思います。なぜこちらは公表して，こちらは公表しないのかと言われかねないと思っています。
- ・ 市議会で議員から事後公表に改めるべきとされ，一般質問答弁で，今回の入札監視委員会でご意見をいただいた上で市としての方針を決めると答えております。

(委員)

- ・ 地方自治体は自治体の自治権を持っている。地方自治法に違反しているわけでもないのだから，自治体は自治体で独自の判断をするのは当たり前だ。地方自治法や施行令に違反しているというのなら，国の指示に従わなければならないが，違法でもないのが当然許される。市民・議会に対しての説明責任だけの問題だ。事後公表にした方のマイナス点が多いということでもいいのではないか。事前公表を事後にすべきという問題点の一つはくじ引きが多発している，入札はくじ引きかという批判があることだけだ。事後公表としても結局くじ引きの割合が高い市もある。あえて変える必要はないと思う。積極的に事前公表を維持する理由は不祥事の防止だろう。契約の透明性に重点を置くということでもいいのではないか。

(5) 芦屋市職員による公共工事発注をめぐる収賄事件について  
収賄事件の概要を事務局から説明。

(主な意見・質疑応答等)

(委員)

- ・ 随意契約の方法として基本的なことを確認する。150万円以下の随意契約は下水処理場に全て任せているのか。契約課へは回ってこないのか。どの業者と随意契約をしたと言う結果報告だけが回ってくるのか。

(事務局)

- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で金額が定められており、工事は130万円以下、業務委託については50万円以下について随意契約ができるとされています。この金額区分のものは各課で随意契約を行っています。契約課へ合議は回ってきません。報告も回ってきません。

(委員)

- ・ どの自治体もそうなのか。

(事務局)

- ・ 阪神間で調査をしましたが、各市ばらばらでした。全て契約課へまわしているところもあれば、50万円を超えれば契約課へ合議しているところもあります。50万円や130万円など金額はばらばらです。

(委員)

- ・ 下水処理場では決裁は誰がするのか

(事務局)

- ・ 下水処理場長です。課長級です。

(委員)

- ・ 下水処理場長が随意契約をするという権限を持っているのか。

(事務局)

- ・ そうです。

(委員)

- ・ 実質起案をしているのは誰か。課長は決裁の内容が分かるのか。

(事務局)

- ・ それぞれの担当がありますが、担当者が起案し、設計金額や随意契約の見積業者の選定をし、決裁をあげます。前場長は機械職ではなく電気職ですので、詳しい工事内容が分かるかという難しい部分があります。下水処理場というのは、機械設備・プラント設備ですので、機械器具設置工事の補修工事が多いです。

(委員)

- ・ 課長は詳しい内容はわからないだろう。下から上がってきたものをそのまま承認するのではないか。

(事務局)

- ・ 極論を言えば、担当が一人で判断をしてほとんどをしているわけです。人数が少ないのでいちいち協議をしていけば間に合わないということがあります。それ

それが単独で判断をしてやっていくと、そういう風になっています。

下水処理場は小さな組織ですので、化学職は化学だけでなく他のことも勉強できるようにしています。今は事件の結果、機械職が一人しかおりませんが、電気職がちょっとした機械のことや化学職が機械のことをできるようにはしています。

(委員)

- ・ 発注していたのは主に修理工事なのか。何件ぐらいあったのか。130万円以下か。

(事務局)

- ・ 補修工事と処理場内の汚泥等の浚渫・清掃の業務委託です。平成15～22年度の間で契約件数は、工事が24件、業務委託が19件合計で43件です。工事はおそらく全て130万円以下だと思います。

(委員)

- ・ 再発防止策といっても契約課に回ってきてもどうしようもないのではないか。

(事務局)

- ・ 契約課へ合議が回ってきても、工事の設計金額等は契約課では分かりません。
- ・ 緊急性がある場合や突発性がある場合は、見積書をとらずいきなり業者に依頼し、後追いで書類を作ることがあります。契約課へ合議ということになると、そういうことができなくなります。手続を踏まないといけなくなり、緊急に対応できなくなります。それはそれで困ったことになります。それをどうするのか。また、200万円の工事を100万円ずつに分けられた場合どうするのか。そういう問題があります。

(委員)

- ・ 分割するというのはよくある手段だ。契約課がチェックするなら、各課の随意契約を半年単位で報告させれば、同じ時期に同じようなものを発注しているなどはある程度推測することはできる。

(事務局)

- ・ 今回の件では、分けて続けて発注しているというところは見受けられませんでした。

同種工事・業務が年間で反復して予想されるのであれば、総額の年間契約をするか、年度当初に単価契約をすれば、入札することになるので随意契約からはずれ、件数を減らすことができると考えています。

(委員)

- ・ 長い間勤務していたようだが、異動させることはできなかったのか。専門性が要求される職場なのだな。

(事務局)

- ・ できませんでした。配属する場所が限られています。他に機械職がいる所は環境処理センターです。本庁にもありますが、本来プラントを扱う機械職と建物関係の設備を扱う機械職とは全然違うようです。下水処理場は時間雨量が100ミリなどになった場合、すぐに対応しなければならないので、本当に熟知していないとできない職場です。

(委員)



- ・ 契約課を通っていない各課の随意契約の件数は分かるのか。
- ・ 各課の契約件数などのデータが欲しい。また、決裁システムはどこも同じか。

(事務局)

- ・ 工事・業務委託合わせて年間3,000件程度です。このうち,1,500件が建設部門の都市環境部です。
- ・ どこも同じです。職務権限規程に基づいています。

(事務局)

- ・ ある程度再発防止検討委員会でまとめさせていただいて,そのまとめたものを見ていただいてご意見をいただければと考えています。

(委員)

- ・ まとめたものが出せるのは,いつ頃の予定か。

(事務局)

- ・ 年内に再発防止検討委員会の考え方がまとめられればと考えています。年明け1月に入札監視委員会にご報告させていただいて,ご審議いただき,最終的に2月頃にご意見なりをいただければと考えています。

今後,臨時会を平成23年1月に1回,2月に1回計2回開催するということで各委員,事務局で調整

閉 会